

全国疫学調査データの利用に関する規約

(平成 18 年 7 月 7 日総会承認)

(目的) 2005 年に実施された尿路結石症に関する全国疫学調査データを有効に利用するために、日本国内の尿路結石症の研究者にデータを公開する。

(条件)

- (1) 原則として日本尿路結石症学会会員に限る。
- (2) データ利用を希望する施設(当該施設と略す)は、研究目的ならびに必要な項目(地域も含む)を所定の用紙に記入後、事務局に提出し、理事会の承諾を得て提供される。
- (3) 研究目的とするデータのみが提供される。
- (4) 当該施設は個人情報の流出なきように留意し、その責任を負う。
- (5) 当該施設は 2 年以内に日本尿路結石症学会学術集会で、まずその成果を発表する義務を負う。
- (6) 他学会で発表する場合に、本データが日本尿路結石症学会から提供を受けたものであることを報告する必要がある。
- (7) 当該施設は 3 年以内に日本尿路結石症学会学会誌に、まずその成果を報告する必要がある。
- (8) 他の学会誌に投稿する場合には、本データが日本尿路結石症学会から提供を受けたものであることを明記する必要がある。
- (9) 公開日は日本尿路結石症学会が疫学調査結果を公に論文発表した後とする。(時期は未定)